

広島市スポーツ振興計画（仮称）の策定について

1 趣旨

スポーツ振興法第4条第3項に、「都道府県及び市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつてはその長）は、国のスポーツ振興基本計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定める」旨が規定されている。この規定に基づき、次期広島市基本計画の部門計画として、平成32年度を目標年度とする広島市スポーツ振興計画（仮称、以下「振興計画」という。）を策定する。

◎特定地方公共団体：

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところにより「その長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体」をいい、本市はこれに該当する。

◎国のスポーツ振興基本計画：

平成12年9月に、スポーツ振興法第4条第1項に基づき、平成13年度から平成22年度までを計画期間とするスポーツ振興基本計画を策定

2 これまでの取組

平成12年 8月 本市教育委員会において、第4次広島市基本計画（平成11年11月策定）の部門計画として、振興計画の策定に取り組むこととした。

平成13年 4月 スポーツの振興に関する事務を教育委員会から市民局へ移管（振興計画の策定業務は教育委員会の補助執行）

平成14年 9月 広島市スポーツ振興計画検討委員会（以下、「計画検討委員会」という。）を設置

振興計画の策定について市民意見・提案募集

10月 スポーツに関する意識調査を実施

平成15年 3月～ 計画検討委員会で振興計画素案を検討

平成17年 3月 計画検討委員会が振興計画素案を作成

その後、本市において、国が新たに制度化した総合型地域スポーツクラブの導入や、指定管理者制度を踏まえたスポーツセンター運営の検討などに時間を要し、振興計画の策定には至らなかった。

平成19年 7月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成19年6月27日公布、平成20年4月1日施行）を踏まえ、平成20年度以降、振興計画及び広島市スポーツ振興審議会（以下、「審議会」という。）に関する事務を教育委員会から市長に移管し、計画内容の検討を審議会において行うことを方針決定した（これに伴い、計画検討委員会を同年8月に廃止）。

平成20年 4月 「広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、教育委員会の補助執行事務であった振興計画、審議会等に関する事務を教育委員会から市民局へ移管

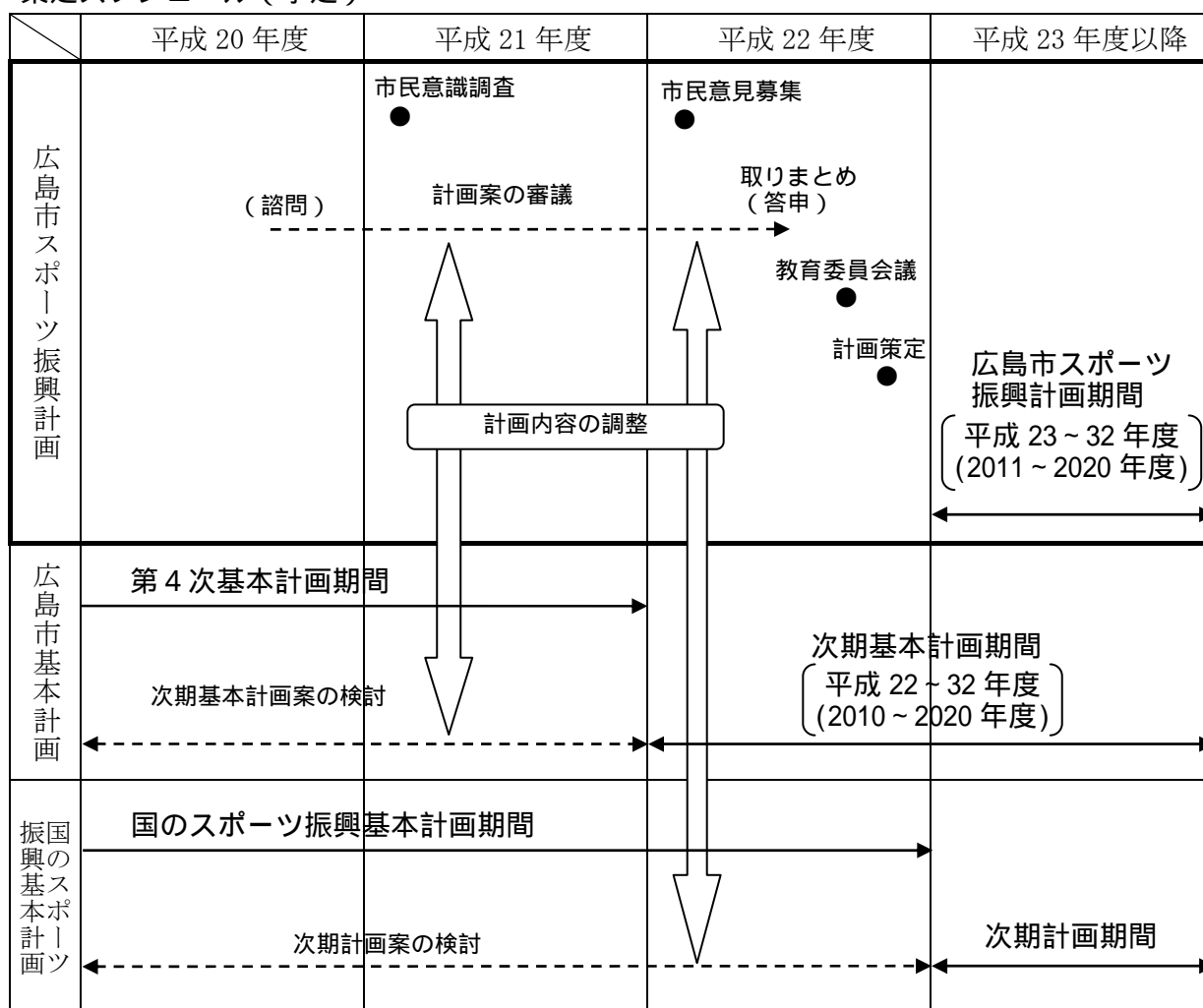
3 振興計画の策定に向けた進め方（案）

(1) 広島市スポーツ振興計画検討部会（以下「部会」という。）の設置、検討

審議会に委員数名からなる部会を設置し、部会において振興計画に関する専門的な審議を行う。この部会においては、以下のとおり検討を行う。

- ア 計画検討委員会で検討された振興計画素案の内容を踏まえた検討
平成15年から平成17年にかけて計画検討委員会で検討された振興計画素案の内容を踏まえながら検討する。
- イ 次期広島市基本計画や国のスポーツ振興基本計画との調整
広島市基本計画や国のスポーツ振興基本計画の改定に関する動向を踏まえつつ、計画内容の調整を図っていく。
- ウ 市民意識調査の内容の検討、市民意見募集への対応の検討
(ア) 市民ニーズを把握するための市民意識調査を実施するに当たって、その内容を検討する。
(イ) 振興計画素案について行う市民意見募集への対応を検討する。
- (2) 審議会の検討
必要に応じ、部会から報告を受け、審議する。
- (3) 教育委員会への意見聴取
スポーツ振興法第4条第5項に、「地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されており、振興計画案がまとまった時点で本市教育委員会の意見を聴く。なお、必要に応じ、中間報告を行う。

4 策定スケジュール(予定)



5 広島市スポーツ振興審議会の開催スケジュール（予定）

区分		広島市スポーツ振興審議会		備考
		部会	全体会議	
平成 20 年 度	第3 四 半 期		第1回（11月） 会長及び副会長の選出 振興計画の策定について（諮問） 広島市スポーツ振興審議会について 広島市スポーツ振興審議会オブザーバーとしての協 力要請について 本市のスポーツに関する事務の所管等（経緯）につ いて 振興計画の策定について	
	第4 四 半 期	第1回（3月） 部会長の選出 振興計画の検討 市民意識調査について 次期広島市基本計画の 検討状況について	第2回（3月） 振興計画の検討 市民意識調査について 次期広島市基本計画の検討状況について 平成21年度主要事業計画について スポーツ関係団体等に対する補助金の交付について	
平成 21 年 度	第1 四 半 期	第2回（5月） 振興計画の検討		市民意識調査 （4月～5月）
	第2 四 半 期	第3回（7月） 振興計画の検討	第3回（9月） 振興計画の検討結果の中間報告 （市民意識調査結果を含む。）	
	第3 四 半 期	第4回（11月） 振興計画の検討		
	第4 四 半 期	第5回（1月） 振興計画素案の取りま とめ	第4回（3月） 振興計画素案の取りまとめ 平成22年度主要事業計画について スポーツ関係団体等に対する補助金の交付について	
平成 22 年 度	第1 四 半 期	第6回（6月） 振興計画案の検討	第5回（7月） 振興計画案の検討	振興計画素案に 対する市民意見 募集（5月）
	第2 四 半 期	第7回（8月） 振興計画案の検討	第6回（9月） 振興計画案の取りまとめ（答申）	
	第3 四 半 期			審議会委員の改 選（10月）
	第4 四 半 期		第7回（3月） 平成23年度主要事業計画について スポーツ関係団体等に対する補助金の交付について	

振興計画以外の審議事項を〔 〕で表示している。